

大島町公共施設等総合管理計画（令和4（2022）年3月改訂版）概要版

1. 公共施設等総合管理計画の目的

本町では、今後、人口の減少・人口構成の変化が見込まれており、町税収入が減少するなど厳しい財政状況が予測されるとともに、公共サービスへの需要も変化していくことが予想されます。これまで整備してきた多くの公共施設等が、今後、老朽化の時期を迎え、多額の更新費用や改修費用が必要となることが見込まれます。このため、長期的な財政状況や公共施設等の利用需要の見通しを踏まえて、公共施設等を計画的に管理し、安全性や必要な機能を確保しつつも、将来に過度な負担を残さない持続可能な公共施設等のあり方を検討することが求められています。

このような状況に対応して、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うために、大島町公共施設等総合管理計画を平成29（2017）年3月に策定しました。

今回定める改訂版は、これまで進めてきた公共施設等に関する取組や各施設管理者が定めた個別施設計画の考え方を踏まえた見直しを行うものです。

2. 計画の期間

本計画の期間は、公共施設の寿命が数十年であること、中長期的な観点が必要であることから、令和4（2022）年度を初年度とし、令和33（2051）年度までの30年間とします。

ただし、社会情勢の変化などにより、計画内容の見直しは随時必要であることから、計画期間内であっても適宜見直しを行うものとします。

4. 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を示す指標であり、数値が高いほど、老朽化が進んでいることを示します。

本町の有形固定資産減価償却率は、平成26（2014）年度に40.7%の状況であったものが、令和2（2020）年度には49.3%に達しています。類似団体平均を継続的に下回っていることから、類似団体と比較すると、有形固定資産の老朽化は進んでいないことが分かりますが、6年経過した時点で8.6ポイントも上昇している状況となっています。

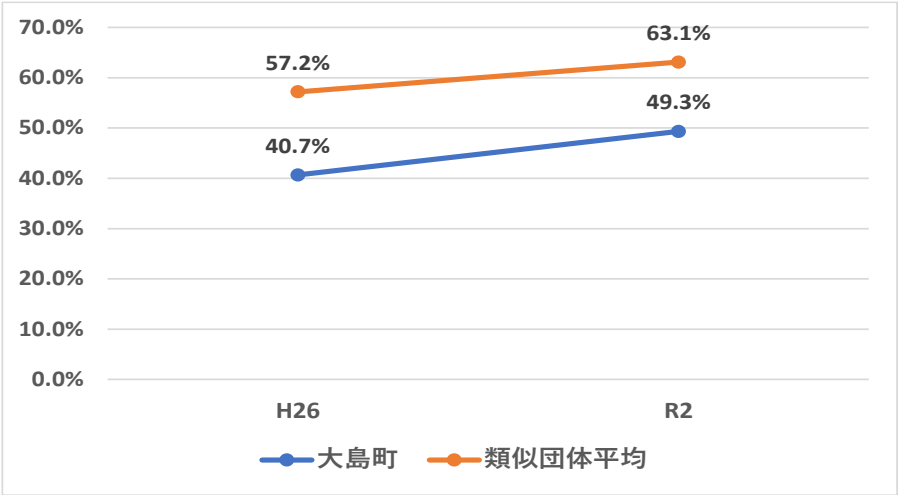
そのため、有形固定資産減価償却率が特に高い施設については、今後の施設の改修や更新を実施する時期についてより具体的に検討を進めていくことが必要といえます。

3. 公共施設等の保有量

公共施設等の類型と主な施設

|        | 施設類型                    | 施設数 | 延べ床面積<br>(㎡) | 主な施設                                                               |
|--------|-------------------------|-----|--------------|--------------------------------------------------------------------|
| 公共施設   | 1. 町民文化系施設              | 15  | 18,886.35    | 差木地地域センター、北の山地域センター、波浮港地域センター                                      |
|        | 2. 社会教育系施設              | 4   | 3,083.20     | 火山博物館、郷土資料館、大島町旧図書館                                                |
|        | 3. 観光系施設<br>(スポーツ施設を含む) | 22  | 4,228.93     | 愛らんどセンター御神火温泉、旧港屋旅館、旧甚の丸邸、大島観光案内センター、弘法浜サンセットプール、大島町スポーツトレーニングセンター |
|        | 4. 産業系施設                | 14  | 3,858.53     | 新開牧場、北の山ガラス温室、牛乳工場、岡田港ふれあい交流スペース                                   |
|        | 5. 学校教育系施設              | 7   | 23,008.92    | 小学校、中学校、給食センター                                                     |
|        | 6. 保健・福祉施設              | 8   | 7,800.85     | 大島医療センター、大島町勤労福祉会館、大島けんこうセンター                                      |
|        | 7. 子育て支援施設              | 4   | 1,991.25     | 保育園、みんなの福祉センター、子ども家庭支援センター                                         |
|        | 8. 行政系施設                | 16  | 9,428.43     | 大島町役場（開発総合センター）、消防本部庁舎、消防団本部庁舎                                     |
|        | 9. 町営住宅                 | 20  | 13,889.96    | 町営住宅                                                               |
|        | 10. 供給処理施設              | 4   | 5,263.16     | 千波環境美化センター、安定型最終処分場、粗大ごみ処理場                                        |
|        | 11. その他                 | 65  | 7,429.47     | 旧老人ホーム、火葬場                                                         |
|        | 計                       | 179 | 98,869.05    |                                                                    |
| 土木インフラ | 1. 道路                   |     |              | 町道                                                                 |
|        | 2. 橋りょう・トンネル            |     |              | 町道                                                                 |
|        | 3. 上水道                  |     |              | 北部水道、南部水道                                                          |

有形固定資産減価償却率の推移



大島町公共施設等総合管理計画（令和4（2022）年3月改訂版）概要版

5. 過去に行った対策の実績

平成26（2014）年度以降に実施した公共施設の統廃合・転用等の実績は下記のとおりです。

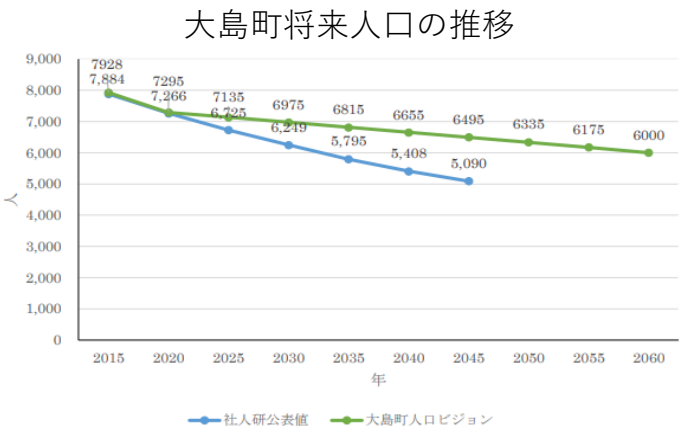
| No. | 施設名         | 実施年度                            | 概要（工事内容）                                        | 備考   |
|-----|-------------|---------------------------------|-------------------------------------------------|------|
| 1   | 差木地クダッチ第2団地 | 平成26（2014）年度                    | 解体                                              | 用途廃止 |
| 2   | 元町大昇団地2号棟   | 平成26（2014）年度                    | 解体                                              | 用途廃止 |
| 3   | 元町大昇団地1号棟   | 平成27（2015）年度                    | 解体                                              | 用途廃止 |
| 4   | 差木地パンバ団地    | 平成28（2016）年度                    | 解体                                              | 用途廃止 |
| 5   | 野増清掃工場      | 平成28（2016）年度～<br>平成30年度（2018）年度 | 平成28年度～平成29年度工事<br>平成29年度～平成30年度資源ストックヤード<br>建設 | 転用   |
| 6   | 南部ごみ焼却場     | 平成29（2017）年度                    | 解体                                              | 用途廃止 |
| 7   | 野増椿野団地      | 平成29（2017）年度                    | 解体                                              | 用途廃止 |
| 8   | 旧ふれあいの湯府中館  | 平成29（2017）年度                    | 解体                                              | 用途廃止 |
| 9   | 波浮港山口第2団地   | 平成30（2018）年度                    | 解体                                              | 用途廃止 |
| 10  | みんなの福祉センター  | 平成31（2019）年度                    | 保育園から交流施設へ転用                                    | 転用   |
| 11  | 泉津旭団地       | 平成31（2019）年度                    | 解体                                              | 用途廃止 |
| 12  | 差木地春日団地     | 令和2（2020）年度                     | 解体                                              | 用途廃止 |
| 13  | 弘法浜休憩舎      | 令和2（2020）年度                     | 解体                                              | 用途廃止 |

6. 人口の推移

本町では、人口減少を回避し、今後の施策の基礎とするために2060年までの人口の見通しについて令和3（2022）年3月に策定した「大島町人口ビジョン」において推計を行いました。

推計にあたっては国立社会保障・人口問題研究所が発表している仮定値を基準とし、これに加えて町独自の試算を行いました。

2040年までに段階的に合計特殊出生率を2.07程度に上昇させ、それ以降は維持を図り、また、しごとの確保による若年層の人口流出抑制、子育て世代が、安心して妊娠・出産・子育てをすることができる社会環境の実現を図ることにより、2040年時点では6,600～6,700人、2060年時点では6,000人規模の人口を維持することを目標としています。



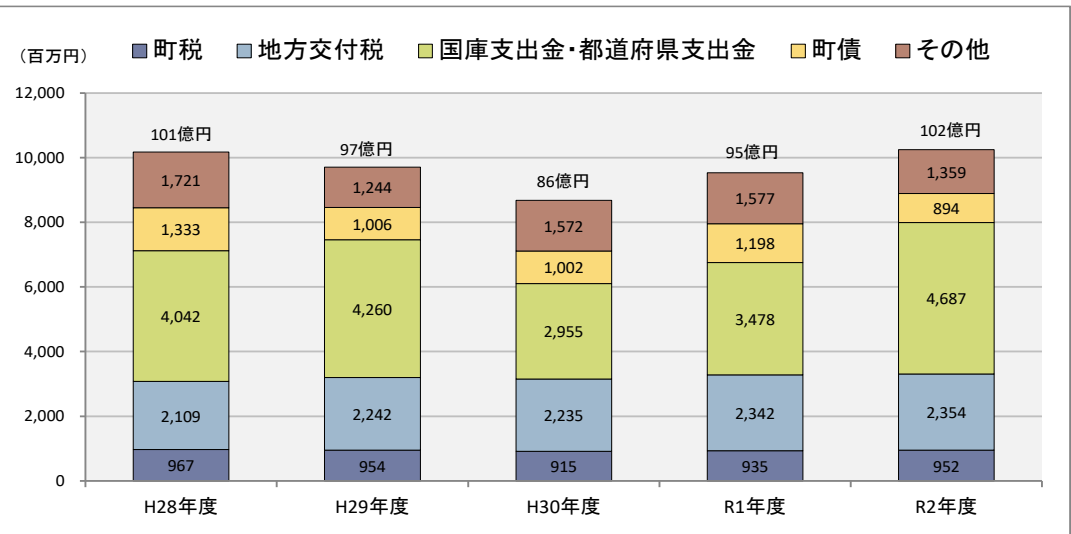
【出典：第二期大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略大島町人口ビジョン、11頁】

7. 財政状況

本町の歳入は、平成28（2016）年度から平成30（2018）年度までは減少しましたが、令和元（2019）年度以降は増加しています。

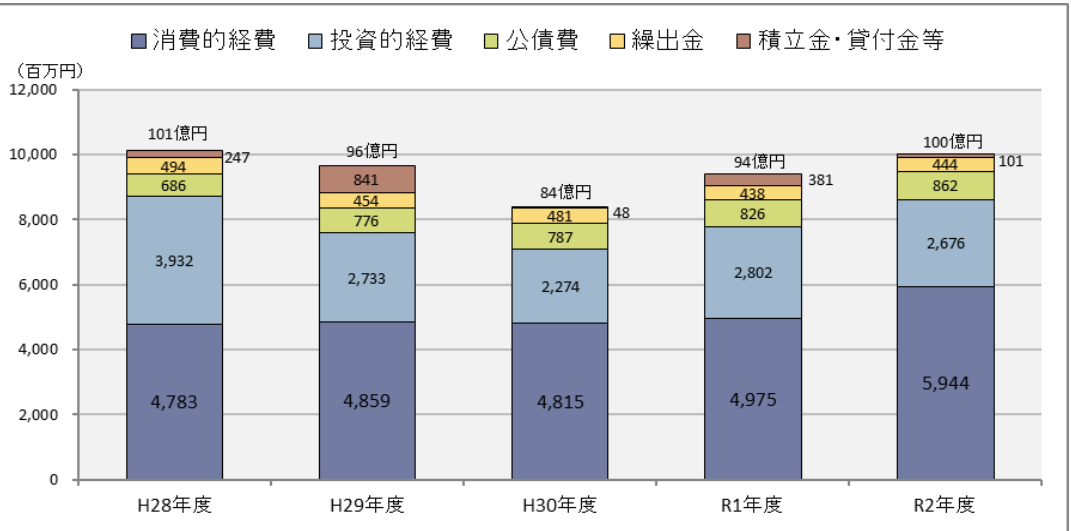
自主財源である町税は、平成28（2016）年度の9億67百万円が最大で平成29（2017）から平成30（2018）年度までは減少していますが、令和元（2019）年以降は増加しています。ただし、今後、高齢化や人口減少による町税収入が伸び悩み、地方交付税などの縮減の動きなどを考慮すると、これまで以上に歳出削減に取り組みながら慎重な財政運営を行っていくことが求められます。

普通会計歳入の推移



本町の歳出も、平成28（2016）年度から平成30（2018）年度までは減少しましたが、令和元（2019）年度以降は増加しています。しかしながら、令和2（2020）年度の投資的経費は、平成28（2016）年度に比べると減少しています。今後、人口減少に伴う税収の伸び悩み、高齢化等に伴う扶助費の増大により財源が投入できる投資的経費は継続して減少すると予想されます。

普通会計歳出の推移



大島町公共施設等総合管理計画（令和4（2022）年3月改訂版）概要版

8. 将来の施設更新投資額の試算

普通会計および公営事業会計全体の計画改訂後30年間（令和4年（2022）年度～令和33（2051）年度）の長寿命化対策等による効果額は、全体で約79.57億円です。また、更新費用に対する財源の見込及び現在要している経費は右記のとおりです。

普通会計および公営事業会計全体の維持管理・修繕、改修、更新等の1年あたりの金額は約15.89億円となり、現在要している経費約16.52億円と比較すると、約0.63億円の余剰があることを示していますが、計画改訂後10年間（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）の余剰分約4.57億円と比べて大幅に減少しています。そのため、今後は中長期的な公共施設の更新費用の財源確保に留意した財政運営が必要になってくるものと考えられます。

| 今後30年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み |           |                             |                      |                       | （単位：億円）          |
|--------------------------------|-----------|-----------------------------|----------------------|-----------------------|------------------|
|                                |           | 維持管理・修繕（①）                  | 改修（②）                | 更新等（③）                | 合計（④）<br>（①+②+③） |
| 普通会計                           | 建築物（a）    | 9.08                        | 50.97                | 182.04                | 242.08           |
|                                | インフラ施設（b） | 19.77                       | —                    | 121.68                | 141.44           |
|                                | 計（a+b）    | 28.85                       | 50.97                | 303.71                | 383.53           |
| 公営事業会計                         | 建築物（c）    | —                           | —                    | —                     | —                |
|                                | インフラ施設（d） | 8.86                        | —                    | 84.16                 | 93.02            |
|                                | 計（c+d）    | 8.86                        | —                    | 84.16                 | 93.02            |
| 建築物計（a+c）                      |           | 9.08                        | 50.97                | 182.04                | 242.08           |
| インフラ施設計（b+d）                   |           | 28.63                       | —                    | 205.84                | 234.47           |
| 合計（a+b+c+d）                    |           | 37.71                       | 50.97                | 387.88                | 476.55           |
|                                |           | 耐用年数経過時に<br>単純更新した場合<br>（⑤） | 長寿命化対策等の<br>効果額（④—⑤） | 現在要している経費<br>（過去5年平均） |                  |
| 普通会計                           | 建築物（a）    | 321.66                      | △79.57               | 9.78                  |                  |
|                                | インフラ施設（b） | 141.44                      | —                    | 5.70                  |                  |
|                                | 計（a+b）    | 463.10                      | △79.57               | 15.48                 |                  |
| 公営事業会計                         | 建築物（c）    | —                           | —                    | —                     |                  |
|                                | インフラ施設（d） | 93.02                       | —                    | 1.04                  |                  |
|                                | 計（c+d）    | 93.02                       | —                    | 1.04                  |                  |
| 建築物計（a+c）                      |           | 321.66                      | △79.57               | 9.78                  |                  |
| インフラ施設計（b+d）                   |           | 234.47                      | —                    | 6.74                  |                  |
| 合計（a+b+c+d）                    |           | 556.12                      | △79.57               | 16.52                 |                  |

9. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

<現状や課題に関する基本認識>

本町では、今後、生産年齢人口の減少が進む中、町税をはじめとする自主財源の伸びは期待できない状況です。

今後も公共施設等は老朽化していくことから、安全な利用について問題が発生する可能性があります。そこで老朽化している施設については、十分検討を行った上で、修繕（大規模、小規模）及び耐震化を行うことや、施設の利用廃止及び更新しないことなどを迅速に決定していく必要があります。

<全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策>

本計画に定めた各種の基本方針を実行するために、各施設の所管部署を横断的に管理し、効率的に維持管理する目的で、町長をトップとした全庁的な取組体制を構築するとともに、情報を一元化し共有を図ります。

本計画および個別計画の進行管理について、専任部門を位置づけ、分野横断的に管理するものとします。

<公共施設等の管理に関する基本的な考え方>

○点検・診断等の実施方針

今後継続して活用することが確実に見込まれている施設等については、予防保全による維持管理の観点から施設等の現状や経年劣化の状況などの点検・診断を行い、その結果に応じて、施設等の機能・性能の維持を計画的に図ります。

保守・点検・整備については、その履歴を記録し、データを集積・蓄積して老朽化対策等に活用します。

○維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等を可能な限り長く使用することを基本認識として、利用率、効用、老朽化度合等を総合的に勘案し、優先順位をつけつつ維持管理、修繕、更新等を実施します。

また、脱炭素社会の実現に向けて、省エネルギー性能に優れた建築物の新設や既存建築物の省エネルギー改修等に対する支援の継続・強化などにより省エネルギー化を進めることとします。

○安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性の認められた公共施設等のうち、住民生活上必要性が高い施設等は、速やかに修繕を実施し、安全性を確保します。

○耐震化の実施方針

公共施設は災害が発生した際に地域住民の避難場所として活用されるため、日常の安全性の確保に加えて、災害時においても十分に機能を発揮できるように、耐震化を進める必要があります。

○長寿命化の実施方針

将来にわたって利用する見込みのある公共施設等については、予防保全型の維持管理を実施することにより、施設の長寿命化を図りその安全性や機能性を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。

○統合や廃止の推進方針

各個別の施設等の利用状況や維持管理に要する経費、老朽化の度合いなど、施設に関する情報を整理し、地区ごとの人口増減による地域ニーズも勘案して、各施設の必要性を検討しなければなりません。そのうえで、必要性が認められない施設があれば、議会や町民と十分に協議を行い、調整を図りながら、施設の統合や廃止などを検討します。

○総合的かつ計画的な管理の実施体制

町民との協働のまちづくり推進に向けて、公共施設等における現状や問題の共有化を図るため、情報の提供を推進します。

○フォローアップの実施方針

本計画については、所管部署と連携して定期的に進捗確認を行うとともに、必要に応じて内容の見直しを行い、実施方針等の取組状況などの評価を適宜行います。

○ユニバーサルデザイン化にかかる方針

長寿命化に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく、公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、年齢や性別、障がいの有無、国籍などの違いに関わらず、誰もが使いやすい設計として、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。